

## TPP 大筋合意を受けた著作権侵害の非親告罪化に際しての緊急要請事項（案）

—デッドコピー、権利者の経済的利益の著しい侵害、権利者の意思の  
3つの限定の反映を

2015年10月

TPP 大筋合意のうち、著作権関連の事項については、これまでも国内で激論とも言うべき議論がなされてきたものであり、今に至るも結論を得ないままに推移してきています。そのような中で、今回、TPP 合意がなされたことにより、関係者が深く懸念する点について議論も措置もなされないまま、国際合意との「外圧」により短期間に安易な法改正がなされることは絶対に避けていただきたいと考えるものです。

マスコミ報道等では、農畜産物への影響回避ばかりが注目され、著作権の問題については政府中枢において関心が薄いように感じられないでもありません。しかも、来年早々にも1か月程度で関連法案を成立させるとの報道もなされており、関係者の懸念は募るばかりです。

著作権の問題は、特定の業界だけではなく、国民一般に広く関係する権利関係を左右する問題であり、十分な調整や悪影響回避のための対策が並行して講じられる必要があります。本要請書では、特に影響が大きい、侵害の非親告罪化と保護期間の70年への延長のうち、前者について、然るべき限定を付すことの必要性をご説明し、それによって混乱を回避させることを要請するものです。なにとぞ、格段のご配慮をお願い致します。

### 【著作権の私的財産権としての性格】

1 著作権は、私的な財産権であり、また侵害行為に態様、程度にも様々なものがある以上、その侵害への対応は権利者の意向、判断が最優先されるべきである。

この点は、同じ私的な財産権の侵害であっても、窃盗、詐欺等のような社会道徳に反するような行為とは異なり、形式的侵害には当たるものの実質的には何ら権利者には悪影響を及ぼさないケースや、文化発展その他の観点から権利者が許容するケースなどもあるからである

### 【海賊版が犯罪組織等の資金源となっているとの理由への留意】

2 そのような理由により著作権侵害を非親告罪化する意義は、その侵害行為が悪質であり、権利者の経済的利益を著しく損なったり、海賊版が反社会的勢力

の資金源となることを防ぐことにあるという点にあるはずである。実際、平成19年に知的財産戦略本部が、非親告罪化を打ち出した際の理由としては、「海賊版の氾濫は、文化産業等の健全な発展を阻害し、犯罪組織の資金源となり得るなど、経済社会にとって深刻な問題となっている。」という点を挙げていた。

### 【偽造品防止に関する協定と共通する海賊版対策との考え方】

3 TPP 交渉においても、その趣旨に則って議論が行われてきていると思われるし、実際、合意文の中では、その趣旨によって署名がされた「偽造品防止に関する協定」(ACTA: 模造品・海賊版防止条約)に用いられている「海賊版 (pirated copyright goods)」との用語の下に取り締まりの必要性が述べられ、それと同等又はそれ以上の措置を講ずべきとされている。同協定では、偽造品、海賊版が「貿易及び世界経済の持続的な発展を損なわせ、権利者及び正当な事業に対して金銭上の著しい損失をもたらし、並びに場合により組織犯罪に収入源を提供することその他の危険を公衆にもたらすことに留意し」と、協定の趣旨を冒頭に述べている。

他方、その「偽造品防止に関する協定」では、そのような趣旨に立ちながらも、非親告罪化を義務付けてはいない。そうであれば、TPP 合意を国内法に反映させる場合でも、TPP 合意における趣旨、合意文を踏まえつつ、偽造品防止に関する協定とのバランス、その規定ぶり、侵害行為の反社会性との視点、著作権の性格等についても、総合的に考慮に入れて検討がなされる必要がある。

### 【裁量の余地が十分ある TPP 大筋合意の条文】

4 TPP 大筋合意では、政府の発表によれば、「故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を非親告罪とする。ただし、市場における原著作物等の収益性に大きな影響を与えない場合はこの限りではない。」とされている。ここで、「商業的規模」や「市場における原著作物等の収益性に大きな影響を与えない場合」との文言については、具体的な定義は規定されていない。そのような場合については、各国の国内法が定めるところによるということ、「偽造品防止に関する協定」の批准に際しての国会審議において、「商業的規模」との文言に関して、外務省当局から答弁がなされているところである。

他方、同協定では、海賊版取り締まりの必要性について「権利者及び正当な事業に対して金銭上の著しい損失をもたらし」と書かれており、これは、同協定に言及する TPP 合意の文言を解釈する上では、考慮されるべきと思われる。

趣旨は、いずれも、国内法令の概念に置き換えれば、権利者の「営業上の」(=

商業的規模の「経済的利益の」（＝収益性の、金銭的な）「著しい侵害・損失」（＝impactがある）の場合を対象としていると考えられる。

### 【“infringing”ではなく、“pirated”との用語の含意】

5 「偽造品防止に関する協定」では、上記のような一連の文言に加えて、「著作権侵害物品（pirated copyright goods）」の定義として、「ある国において、権利者又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ないである物品から直接又は間接に作成された複製物（copy）であって、・・・」と規定されており、いわゆる「海賊版」のCD、DVD、出版物等を指していると考えられる。これは、著作権に関して基本となる国際条約であるベルヌ条約においては、著作権侵害物品を“infringing copies”という用語を使用していることとの比較からも裏付けられる。

TPP 合意においても、少なくとも対象とすべき侵害行為及び非親告罪の対象として、“copyright or related rights piracy”との用語を使っており、偽造品防止に関する協定と同様、海賊版を想定していると考えられる。

### 【濫訴等の混乱を防ぐ上でかけるべき3つの限定】

6 著作権侵害の非親告罪化を、著作権法に反映させる場合には、多くの関係者から指摘されているコミックマーケット、同人誌等への影響、第三者による濫訴の懸念等を回避し、韓国が非親告罪規定を導入したことにより生じた濫訴等の混乱を防止することが必須であるが、上記の考察を踏まえて、TPP 合意において許容された解釈の裁量の下に、次のような点からの限定をかけることが適当であり、また可能だと考えられる。

(1) まず対象を、著作物をそのまま複製等したデッドコピーとすること。

(2) その上で、「著作権者の営業上の経済的利益に著しい侵害が生じていること」を要件とすること。

(3) 著作権者の明示した意思に反する場合は、対象外とすること（実質的に許諾がなされていると理解されるため）。

### 【3つの限定を反映した条文のイメージ】

7 以上を踏まえて、非親告罪化するための国内法としては、以下のようなイメージのものが適当と考えられる。

「第〇条 △条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。  
ただし、著作権侵害行為であって、著作物の全部若しくは一部と同一のもの（翻訳したものを含む）又は模倣したものを譲渡、展示、輸出入、公衆送信をしたものにより、著作権者の営業上の経済的利益を著しく侵害している場合はこの限りではない。

2 前項ただし書きは、著作権者の明示した意思に反する場合には適用しない。」

**【広く国民一般からの意見聴取、政府対策本部での重点事項とする必要性】**

8 本件を含む TPP 合意内容は、特定の業界だけでなく、国民全般に関わる権利内容の変更となるため、著作権法改正に際しては、慎重の上にも慎重を期し、審議会での検討に留まらず、広く国民一般、関係団体からの意見聴取等を行っていただきたい。

そして、TPP 政府対策本部での重点事項の一つとして位置づけるとともに、決して、国際合意との「外圧」により押し切るのではなく、論点整理の上での議論を徹底し、悪影響が及ばないような方策を実現していただきたい。

以上